



平成30年1月30日

各位

会社名：株式会社UKCホールディングス
(コード：3156 東証第一部)
代表者名：代表取締役社長 栗田 伸樹
問合せ先：グループ執行役員
経営企画部門長 大澤 剛
(TEL：03-3491-6575)

監査等委員会設置会社への移行及び指名・報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、平成30年1月30日開催の取締役会において、平成30年6月に開催予定の当社第9回定時株主総会において承認されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行する方針、及び取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置することを決議しましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

取締役会において議決権を有する監査等委員が、取締役の業務執行について適法性、妥当性を監査することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、現行の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成30年6月に開催予定の当社第9回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただいた後、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

(3) その他

監査等委員会設置会社へ移行後の取締役会は、監督機能やコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため、監査等委員が過半数を占める構成とする予定です。移行に伴う定款変更の内容及び役員人事案等の詳細につきましては、決定後すみやかにお知らせいたします。

2. 指名・報酬委員会の設置

(1) 指名・報酬委員会の設置の目的

取締役及びグループ執行役員の指名や報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性・客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」を設置することにいたしました。

(2) 指名・報酬委員会の役割

指名・報酬委員会は、主に次の事項に関し、審議・答申を行います。

- ・取締役の選任・解任に係る株主総会決議に関する事項

- ・代表取締役の選定・解職に関する事項
- ・グループ執行役員の選定・解職に関する事項
- ・取締役の報酬等に関する事項
- ・後継者計画に関する事項

(3) 指名・報酬委員会の構成

委員長	島崎 憲明 (社外取締役)
委員	栗田 伸樹
委員	岩本 永三郎 (社外取締役)

(4) 指名・報酬委員会の設置日

平成30年3月1日

(5) その他

指名・報酬委員会は、監査等委員会設置会社への移行後も、継続設置予定です。

以上